

# 身体的拘束適正化について

令和7年10月16日（木）  
医療法人五星会菊名記念病院  
医療安全管理室室長 新村 美佐香

# 身体抑制（拘束）はなぜ減らさなければいけないか？

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

- 身体抑制（拘束）は
  1. 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
  2. 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
  3. 家族にも大きな精神的負担
  4. 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体抑制の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

## 身体的拘束を最小化する取組の強化（入院料通則の改定③）（再掲）

### 身体的拘束を最小化する取組の強化

- 医療機関における身体的拘束を最小化する取組を強化するため、入院料の施設基準に、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないことを規定するとともに、医療機関において組織的に身体的拘束を最小化する体制を整備することを規定する。

- 精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によるものとする。
- 身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、入院基本料（特別入院基本料等を除く）特定入院料又は短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く）の所定占数から1日につき40占を減算する。



#### 【身体的拘束最小化の基準】

##### 【施設基準】

- 当該保険医療機関において、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこと。
- （1）の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- 身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいうこと。
- 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる多職種が参加していることが望ましい。
- 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。
  - 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底すること。
  - 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用すること。なお、アを踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行うこと。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や（3）に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込むことが望ましい。
- （1）から（5）までの規定に関わらず、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む）における身体的拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による。

【経過措置】令和6年3月31日において現に入院基本料又は特定入院料に係る届出を行っている病棟については、令和7年5月31日までの間に限り、身体的拘束最小化の基準に該当するものとみなす。

# 身体抑制を最小化する取り組み強化のポイント！

- 身体抑制の態様及び時間、患者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない
- 身体的拘束最小化チーム（身体抑制適正化チーム）の設置  
※できるだけ多職種で構成
- 身体拘束の実施状況の把握、職員に定期的に周知
- 身体拘束最小化のための指針の作成、職員への周知

基準を満たすことができない場合は、  
入院基本料から**40点**を減算

# 身体抑制（拘束）

- 身体抑制や拘束は、患者の生命の危機と身体的損傷を防ぐために**必要最小限**に行うもので、**患者の  
人権を尊重**し、安全を優先させるのみ実施する。

目的：①生命または身体を保護する  
②治療上の必要により安静を保つ  
③緊急やむを得ない場合の一時的  
措置として行う

## 身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③自分で降りられないように、ベッドを綱(サイドレール)で囲む。

④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。

⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。

⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。



# 緊急時やむを得ず身体抑制等を実施する場合の重要事項

身体抑制を行う場合は、

切迫性

非代替性

一時性

3要素を全て満たす場合

に限られている

原因の除去、回避方法、  
代替え方法を検討しても、  
患者の状態改善が望めない場合は、  
身体抑制の目的を明確にして、  
身体抑制開始判断を行う



# 仮に3つの要件を満たす場合にも、 以下の点に留意が必要！

1. 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。  
特に施設内の「身体抑制対策委員会」といった組織において、事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。



2. 患者本人や家族に対して、身体抑制の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、医師、その他部署の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体抑制についての考え方を患者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体抑制を行う時点で、必ず個別に説明を行う。
3. 緊急やむを得ず身体抑制を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体抑制を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト①

## 身体拘束等を行う場合の必要事項の記録

- 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している  
※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

## 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底

- 身体拘束適正化委員会を設置している  
※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である
- 身体拘束適正化委員会を定期的(最低年1回以上)に開催している
- 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である
- 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している

## 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト②

### 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底(続き)

- 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家(医師(精神科専門医等)、看護職員等)を活用するよう努めている
- 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している
- 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している  
※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する  
※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる
- 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している
- 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している

# 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト③

## 職員への研修の実施

- 身体拘束等の適正化の研修を定期的に(年1回以上)実施している
- 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
- 研修の実施内容の記録を行っている

## 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- 指針には以下を盛り込んでいる
  - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
  - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

# 身体抑制に関する記録はしっかりと！

身体抑制に関する記録は、義務づけられている

緊急やむを得ず身体抑制等を行う場合には、

1. その態様及び時間
2. その際の利用者の心身の状況
3. 緊急やむを得なかった理由

を記録しなければならない。

身体抑制実施率は？  
改善？増加？

身体抑制実施時  
の判断は？  
十分な検討がなさ  
れている？

身体抑制に  
関わる委員会  
の設置は？

マニュアルが周知  
されている？



現状を踏まえ、  
自施設でどのように対応していく  
のか検討しておきましょう！

